

議事日程（閉会日） 令和6年3月14日 午前9時開議

- 日程第 1 議案第 2号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第 2 議案第 3号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 3 議案第 4号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第 5号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 5 議案第 6号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第 7号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第 8号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第 9号 木曾岬町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第10号 木曾岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第11号 木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第12号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第13号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第14号 木曾岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第15号 木曾岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第16号 木曾岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 木曾岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 木曾岬町いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 8 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号 木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機改築工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第 2 9 議案第 3 0 号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について
- 日程第 3 0 発議第 1 号 木曾岬町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 1 発議第 2 号 子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書について

日程第 3 2 発議第 3 号 「木曾岬干拓地南側の土地利用の推進」を求める意見書について

日程第 3 3 閉会中の継続調査について（議会運営委員会・議会広報常任委員会）

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 2 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 7 号）について

日程第 2 議案第 3 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 3 議案第 4 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 4 議案第 5 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 5 議案第 6 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 6 議案第 7 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 7 議案第 8 号 令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第 8 議案第 9 号 木曾岬町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 10 号 木曾岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 11 号 木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第 12 号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 議案第 13 号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 13 議案第 14 号 木曾岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 14 議案第 15 号 木曾岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例の制定について

- 日程第 1 5 議案第 1 6 号 木曾岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 木曾岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 木曾岬町いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 8 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号 木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機改築工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第 2 9 議案第 3 0 号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について

て

日程第 3 0 発議第 1 号 木曾岬町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 1 発議第 2 号 子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書について

日程第 3 2 発議第 3 号 「木曾岬干拓地南側の土地利用の推進」を求める意見書について

日程第 3 3 閉会中の継続調査について（議会運営委員会・議会広報常任委員会）

追加日程第 1 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

出席議員（8名）

1 番	後 藤 紀 子	2 番	古 村 護
3 番	鎌 田 鷹 介	5 番	加 藤 眞 人
6 番	伊 藤 守	7 番	服 部 英二夫
8 番	三 輪 一 雅	9 番	伊 藤 好 博

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	加 藤 隆	副 町 長	森 清 秀
教 育 長	山 北 哲	総務政策課長	小 島 裕 紹
危機管理課長	坂 倉 丈 夫	会計管理者	松 本 大
産 業 課 長	多 賀 達 人	建 設 課 長	伊 藤 雅 人
住 民 課 長	伊 藤 正 典	福祉健康課長	黒 田 和 弘
税 務 課 長	中 山 重 徳	教 育 課 長	村 上 強

事務局出席職員

事 務 局 長	藤 井 光 利	議 会 事 務 局	鈴 木 琴 音
---------	---------	-----------	---------

=====

午前 9 時 0 分開議

○議長（三輪一雅議員） 皆様、おはようございます。

議員の皆様には、令和6年第1回木曾岬町議会定例会本会議に諸般何かとご多用の中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

また、加藤町長はじめ、執行部の皆様方におかれましても、ご出席頂きありがとうございます。

さて、令和6年第1回定例会は2月29日から15日間の日程で開かれまして、本日が今期定例会の閉会日でございます。本日の議案審議に際しましても、慎重なご審議を尽くしていただきますよう、お願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日

の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただきましたとおりでございます。

それでは、これより議事に入ります。

- 日程第 1 議案第 2 号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第 2 議案第 3 号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 3 議案第 4 号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 4 議案第 5 号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 5 議案第 6 号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 6 議案第 7 号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 7 議案第 8 号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第 8 議案第 9 号 木曾岬町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 10 号 木曾岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 11 号 木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 12 号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 13 号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 14 号 木曾岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 15 号 木曾岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 16 号 木曾岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 16 議案第 17 号 木曾岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 18 号 木曾岬町いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 19 号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 20 号 木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 21 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 22 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について
- 日程第 22 議案第 23 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 24 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 25 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 26 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 27 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算について
- 日程第 27 議案第 28 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について
- 日程第 28 議案第 29 号 木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機改築工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第 29 議案第 30 号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について

○議長（三輪一雅議員） 日程第 1、議案第 2 号、令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 7 号）についてから日程第 29、議案第 30 号、三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議についてまでの 29 議案を一括上程し、これを議題といたします。

会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（三輪一雅議員） ただいま議題としました議案につきまして、12日の一般質問日にそれぞれ付託されました各常任委員会の委員長報告とその質疑が終わっております。よって、これより討論に入ります。

討論は一括討論といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご異議なしと認め、一括討論といたします。
それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 討論者なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案採決に入ります。

議案の採決は、議会運営委員会で決定いただいたとおり採決をしますので、ご理解願います。

それでは、日程第1、議案第2号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

本案に対する、それぞれの委員会における委員長の報告は可決です。よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第2号は、委員長の報告のとおり、可決することに決定しました。

次に、日程第2、議案第3号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3、議案第4号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第4号は、委員長の報告のと

おり可決することに決定しました。

次に、日程第4、議案第5号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5、議案第6号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6、議案第7号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7、議案第8号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8、議案第9号、木曾岬町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第9号は、委員長の報告のと

おり可決することに決定しました。

次に、日程第9、議案第10号、木曾岬町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10、議案第11号、木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11、議案第12号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第13号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第13、議案第14号、木曾岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第14号は、委員長の報告の

とおりに可決することに決定しました。

次に、日程第14、議案第15号、木曾岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第15、議案第16号、木曾岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第17号、木曾岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第18号、木曾岬町いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第19号、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたし

ます。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第19、議案第20号、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第20、議案第21号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第21、議案第22号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する、それぞれの委員会における委員長の報告は可決です。よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第22、議案第23号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第 23、議案第 24 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第 24、議案第 25 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第 25、議案第 26 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第 26、議案第 27 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第 27、議案第 28 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第28、議案第29号、木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンターの脱水機改築工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第29号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第29、議案第30号、三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第30号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第30 発議第1号 木曾岬町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第30、発議第1号、木曾岬町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、これを議題といたします。

ここで提出者である議会運営委員会の服部委員長に、提案理由の説明を求めます。

○7番（服部英二夫議員） 議長、7番。

○議長（三輪一雅議員） 7番議席、服部英二夫委員長。

○7番（服部英二夫議員） ただいま上程をいただきました発議第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

発議第1号、木曾岬町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、まず、提案の目的を申し上げます。

この条例は、令和6年4月1日に施行を予定している地方自治法の一部を改正する法律により、地方議会に関連する手続が一括してオンライン化となることを可能とする取り扱いを確保するため、当該条例を改正する必要があるものです。

この法改正により、住民から地方議会に対する請願書の提出や地方議会から国会に対する意見書の提出など、これまで文書で行うこととされていた地方議会に関連する手続を、一括してオンライン化しようとするためのものです。

他に、このたびの条例改正では、委員会のオンライン化として、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は大規模な災害等の発生等により、委員会を開会することが困難な場合の特例として、委員会をオンライン開催する場合の規定を加えるもので、このオンライン開催する場合については大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委

員個人の責に帰することができない事由や、若者や女性など多様な人材の議会への参画を図る観点から、育児、介護その他のやむを得ない事由もオンラインの要件に加えるものです。

その他、法改正による条例上の表記に係る改正を行うものです。

以上が、提案理由の説明でございます。ご賛同の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三輪一雅議員） 服部委員長の提案理由の説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） それでは、議会事務局から詳細説明、そして、主な点について説明をさせていただきます。

以下、ご説明する内容につきましては、国及び県からの記載例に従っていることを申し上げます。

新旧対照表で説明をさせていただきます。

第5条と第7条であります。これは特別委員会の委員の表記に係る事項の整理をしたものとご理解ください。

まず、第5条第2項中、特別委員会の委員を、特別委員に整理するとともに、第3項に、特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任するを新設するものであります。

これは、特別委員の選任について規定した第7条第3項中、議会において選任しが、同条第4項中、議長が会議に諮って指名すると、重複をしていることから、議会において選任し、を削り、第5条第3項に移動させるものであります。

続きまして、第13条の2、開会の特例についての規定の追加に係るものであります。

これは、先ほど服部委員長が提案理由で言われました、委員会のオンライン化に関わる部分であります。

具体的には、委員会のオンライン化として第13条に、例えば、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延や、大規模な災害等の発生などにより、委員会を開会することが困難な場合の特例として、委員会をオンライン開催する場合の規定を加えるものであります。このオンライン化の開催をする場合については、大規模な災害の発生感染症のまん延や、その他、委員個人の責に帰することができない事由や若者や女性など、多様な人材の議会への参画を図る観点から、育児、介護その他やむを得ない事由もオンラインの要件に加えるものであります。

最後に、第22条、意見を述べようとするものの申し出は、公聴会に出席して意見を述べようとするものは、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるとして、これもオンラインでの対応を可能とさせているものであります。

以上をもって、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。これより質疑に入ります。

発議第1号についてご質疑があります方は、ご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。よって質疑を終わります
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 討論者なしと認め、これにて討論を終結いたします。
これより、上程されております議案の採決に入ります。

それでは、日程第30、発議第1号、木曾岬町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第31 発議第2号 子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第31、発議第2号、子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書について地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを上程し、これを議題といたします。

ここで提出者である教育民生常任委員会の加藤委員長に、提案理由の説明を求めます。

○5番（加藤真人議員） 議長、5番。

○議長（三輪一雅議員） 5番議席、加藤真人委員長。

○5番（加藤真人議員） 発議第2号の趣旨説明を申し上げます。

別紙の意見書案の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書（案）。

趣旨といたしまして、国の責務として、子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」が図られるよう必要な措置を講じること。

その理由は、保育所は、子育て家庭を支える施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るための不可欠な社会資源になっています。

保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しています。

保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士の増員が急務となっています。

そこで、政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして「こども未来戦略方針」を2023年6月13日に閣議決定いたしました。

その中で「75年ぶりの配置基準改善」として、1歳児の子ども6人に対し保育士1人の基準を5人に対して1人にする、4・5歳児の子ども30人に保育士1人の基準を25人に対して1人に改善することが盛り込まれました。

さらに、基準を改めても保育士が確保できないこと、また、保育士は過酷な仕事であるにも関わらず低賃金であることから、労働条件の改善が求められています。

よって、政府におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

1、「こども未来戦略方針」に示した配置基準の改善を、対象が限定される公定価格での加算対応ではなく、基準の改定で速やかに実施すること。

2、保育士不足の状況から、各職場で増員が図れるように保育士等の賃金を引き上げるなど労働条件の改善のために必要な措置を講じること。

以上のような理由にもとづき、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）、こども家庭庁長官、衆議院議長、参議院議長宛です。

以上が、提案理由の説明でございます。ご賛同の程、よろしく申し上げます。

○議長（三輪一雅議員） ここで暫時休憩といたします。

自席でお願いいたします。

午前 9時35分休憩

午前 9時36分再開

○議長（三輪一雅議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

加藤委員長の提案理由の説明が終わりました。発議第2号についてご質疑があります方はご発言ください。

[暫くして]

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結し、続いて討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三輪一雅議員） 討論者なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、上程されております議案の採決に入ります。

それでは、日程第31、発議第2号、子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、日程第31、発議第2号、子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書については原案のとおり可決することに決定いたしました。

可決しました意見書は、事務局より直ちに送付いたします。

ここで、先ほど、私の発言で、日程第31の最初の読み上げのときに、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書ということを読み上げさせてもらったのですが、私の方でこれは削除ということで訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

では引き続き進めさせていただきます。

日程第32 発議第3号 「木曾岬干拓地南側の土地利用の推進」を求める意見書について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第32、発議第3号、「木曾岬干拓地南側の土地利用の推進」を求める意見書についてを上程し、これを議題といたします。

ここで提出者である議会運営委員会の服部委員長に、提案理由の説明を求めます。

○7番（服部英二夫議員） 議長、7番。

○議長（三輪一雅議員） 7番議席、服部英二夫委員長。

○7番（服部英二夫議員） 発議第3号の趣旨説明を申し上げます。

別紙の意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

木曾岬干拓地南側の土地利用の推進を求める意見書案の趣旨といたしまして、当町の南端にある木曾岬干拓地は、名古屋市近郊の国道23号線や湾岸高速道路に面した交通アクセスに恵まれた位置にあり、都市的利用として平成30年度から工業団地の分譲が始まり、現在第四期の分譲を終え、多くの事業所が順次操業を開始し、順調に企業立地が進んでおります。

このことは、当町の財政基盤を長期的に安定させ、町が未来に向かって大きく飛躍していくための礎になるものです。

そのような状況のもと、メガソーラー以南においては、本年度末までに環境アセスメントを終える区間もあることから、新たな開発に向け動き出す必要があります。

しかしながら、現時点では、明確な開発計画が進んでいるとは言えません。

それと併せて、現在、1箇所である木曾岬干拓地へのアクセス道路は、防災上、経済活動上の観点においても危惧されているところであり、伊勢湾岸高速道路からのアクセス道路の確保が必要と考えます。

以上のことを踏まえ、次のとおり要望いたします。

1、干拓地の南側半分の土地利用について、高速道路以北同様に、速やかに都市的利活用ができるよう強く要望します。

2、干拓地から湾岸高速道路へのアクセスに係る愛知県との協議について、早期に計画への位置付け、事業化へ向け進むよう働きかけを重ねて要望します。

3、干拓地の高速道路以北の分譲地は、堤防との間を緩衝帯法面としているが、常に草や雑木などが繁茂している。適正な管理を要望する。

4、木曾岬干拓地の堤防は、国の直轄管理である。国はこれまで干拓地の利用が始まってから改修すると繰り返してきた。

当地は、伊勢湾に面し、発生が危惧される南海トラフ地震に伴う津波やスーパー伊勢湾台風による高潮等に対して、最前線にあることから、早期に干拓地の安全性向上を図るための計画策定を進めるよう、国への働きかけを要望する。

5、当地の現状をより知っていただくため、知事及び県議会議員の方々の現地視察を要望する。

以上のような理由をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見書の提出先は、三重県知事、三重県議会議長宛です。

以上が提案理由の説明でございます。ご賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 服部委員長の提案理由の説明が終わりました。発議第3号について、ご質疑があります方はご発言ください。

〔暫くして〕

○議長（三輪一雅議員） 質疑もないようですので、質疑を終結し、続いて討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。よって質疑を終わります

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 討論者なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、上程されております議案の採決に入ります。

それでは、日程第32、発議第3号、「木曾岬干拓地南側の土地利用の推進」を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、日程第32、発議第3号、「木曾岬干拓地南側の土地利用の推進」を求める意見書については原案のとおり可決することに決定しました。

可決しました意見書は、事務局より直ちに送付いたさせます。

日程第 3 3 閉会中の継続調査について（議会運営委員会・議会広報常任委員会）

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第 3 3、閉会中の継続調査についてを上程し、これを議題といたします。

議会運営委員長及び議会広報常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元にお配りしました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び議会広報常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいた決定しました。

ここで皆様にお諮りいたします。

ただいま、執行部より人権擁護委員候補者の推薦について、諮問案件 1 件の提出がなされました。本来であれば、議会運営委員会を招集し、議会運営委員会に諮り、追加議案として審議をいただくところではありますが、これを省略し、日程に追加し、追加日程第 1 号として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。

追加日程第 1 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（三輪一雅議員） それでは、追加日程第 1、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを上程し、これを議題といたします。

ここで加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいま上程を賜りました諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員、大橋光則氏が来たる令和 6 年 6 月 3 0 日をもって任期満了を迎えますことから、新たに伊藤等史氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

伊藤氏は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についての理解もあり、人権擁護活動に積極的に従事して頂けるものと確信をいたしておりますので、よろしくお願いたします。

なお、詳細につきましては、所管課長から説明させていただきますので、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務局の詳細説明を求めます。

○住民課長（伊藤正典課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤正典課長） それでは、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について説明をさせていただきます。

木曾岬町人権擁護委員、大橋光則氏が令和6年6月30日付で任期満了となることから、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

候補者でございます。住所、三重県桑名郡木曾岬町大字富田子157番地2、氏名、伊藤等史。生年月日、昭和30年8月29日生まれ、68歳の方でございます。

なお、任期でございますが、令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（三輪一雅議員） 事務局の詳細説明が終わりました。これより質疑に入ります。

諮問第1号についてご質疑があります方は、ご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入る訳でございますが、ここで、お諮りいたします。上程しております議案は、人事に関することでございます。よって、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご異議なしと認めます。

これより、議案採決に入ります。

追加日程第1、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり適任者と認めるものとして答申することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、諮問第1号は、原案のとおり適任者として認めるものとして答申することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第1回木曾岬町議会定例会を閉会といたします。

午前 9時50分閉会

○議長（三輪一雅議員） 議員の皆様方には、本定例会が2月29日から、本日までの15日間の日程で開催され、議案審議には十分な調査と活発なご議論をいただき、ありがと

うございました。

皆様のご協力によりまして、円滑な議事進行と議会運営により、本定例会を無事終えることができ、住民の負託にもお応えすることが出来ましたこと、厚く御礼申し上げます。

また、加藤町長をはじめとする執行部の皆様方におかれましても、この度、可決されました議案を、住民の福祉の向上と、町政の進展に繋がるよう、適切な進行管理に基づき、適正かつ的確に執行していただくことをお願いするとともに、長期間の議会審議に出席いただき、誠にありがとうございました。

大変ご苦勞さまでございました。

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
